

2020年6月16日

生徒・保護者のみなさんへ

大阪暁光高等学校  
事務長 吉崎 泰弘

高等学校等就学支援金の受給資格認定書類の配布について

2020年4月に申請していただいた「高等学校等就学支援金の受給資格認定申請」の結果が届きましたので別紙の通りご確認下さい。

◆ 様式6が同封されている方

→ 認定されました

➤ 生活保護世帯の方

→ 今後の継続受給についての別途届け出が必要(申請書類は6/19ごろ自宅に郵送予定)

➤ 生活保護を受給していない方

→ 今後の継続受給についての新たな申請や届け出は不要

◆ 様式7が同封されている方

→ 不認定となりました → 7月以降の受給申請についての意向を提出する必要があります

➤ 7月以降の受給資格認定申請を希望する場合

→ 新たに申請が必要(申請書類は6/19ごろ自宅に郵送予定)

➤ 7月以降の受給資格認定申請を希望しない場合

→ 申請しないことを示す届出を学校に提出(書類は6/19ごろ自宅に郵送予定)

◆ 様式6も様式7も同封されていない方(この用紙だけが封筒に入っている方)

→ 4月に申請をしていません → 7月以降の受給申請についての意向を提出する必要があります

➤ 7月以降の受給資格認定申請を希望する場合

→ 新たに申請が必要(申請書類は6/19ごろ自宅に郵送予定)

➤ 7月以降の受給資格認定申請を希望しない場合

→ 申請しないことを示す届出を学校に提出(書類は6/19ごろ自宅に郵送予定)

※ 上記は「国」の高等学校等就学支援金に関する情報です

※ 大阪府在住の方は、府の支援補助金の申請手続きが別途必要です(申請書類は7/1ごろ配布予定)